

第2回 草津市自転車安全安心利用促進委員会 議事録

■日時：

平成27年2月13日（金）10時00分～11時45分

■場所：

草津市役所 行政委員会室

■出席委員：

高木委員、中森委員、鶴飼委員、森委員、澤委員、古橋委員、川瀬委員、
前野委員、深田委員、田中委員、村林委員、林委員、小川委員

■欠席委員：

金澤委員、上原委員

■事務局：

松尾課長、林副参事、藤澤主任、橋本主事

■随行者：

滋賀県南部土木事務所 茨氏

■傍聴者：

0名

1. 開会

【事務局】

ただいまより「草津市自転車安全安心利用促進委員会」を始めさせていただきたいと思
います。私は交通政策課の松尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

条例施行から7ヶ月が過ぎたところでございます。新聞の報道で御存知の方もおられると
思いますが、自転車の盗難については減少している傾向であり、非常にありがたく思ってい
るところではありますが、交通安全面がまだまだ条例を施行したものの、条例が浸透しきれ
ていない部分もございまして、傘指し運転ですとか並走での走行等が草津警察署とともに啓
発、指導等を行っているものの、なかなか減少しておりませんのでこの委員会での御意見を
参考にしながら、啓発を進めてまいりたいと思ます。

本日は年度末が近く何かとお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

12月4日に第1回を開催させていただきまして、本日は第2回となります。本日もどう
ぞ活発な意見交換をよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですがここで資料の確認をさせていただきたいと思います。

お手持ちの資料を確認してください。

本日の資料は、次第、委員名簿、席次表、資料1、資料2、資料3、資料4、参考資料、それと道路写真の入った数枚の図面でございます。また、草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例リーフレットと、2月26日および3月10日開催の自転車安全安心利用教室の案内チラシも置かせていただいております。

揃っておりますでしょうか。もし、議事が進む中で資料が抜けておりましたら事務局までお申し出ください。

なお、本日の委員の出席は15名中13名であり、草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例施行規則第9条第1項に定める過半数以上の出席を得ておりますことから、遅ればせながら、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。また、この利用促進委員会は公開にて進めさせていただきます。

それでは委員長にこれからの議事進行をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

2. 報告

(1) 前回委員会での意見確認等について

※事務局より（資料1）の説明

3. 議事

(1) 草津市自転車ネットワーク計画アンケート調査中間結果について

(2) 自転車ネットワーク計画の策定について

※事務局より（資料2）、（資料3）の説明

【委員長】

ありがとうございました。ただ今議事の（2）、（3）の2つ合わせて御説明いただきました。御意見や御質問がありましたら、よろしくお願ひします。

【委員】

アンケートの2ページや資料3にありました、自転車の通行空間の整備という大きなテーマではありますが、この中に健康スポーツであるとか、いわゆる郊外型のニーズが削られており、少しその部分が弱いような印象を受けました。アンケートですので結果的に、

そういう問いかけ等に対する反応も、みてもらうとよかったのかなと思います。とりわけ今、中心市街地というのは、国県のいろんな補助金をもらいやすくなっています。商業施設で駐輪場を設けているところであれば自転車は近寄りやすいですが、駅の周辺に公的な駐輪場を造るとなると難しいので、折角の自転車の利点が損なわれるんじゃないかと思えます。商業施設の駐輪場を自力で設置するといった、民間の活力を生かせればいいなと思っております。

【委員長】

今の関連で事務局から何かありましたら、お願いします。

【事務局】

先ほど川瀬委員からありましたように、アンケートの取り方が駅から市内の方へ通勤や通学をしている方や、駅へ通勤、通学している方の統計をどうしても取ってしまいますので、なかなか観光やレクリエーション施設へどうやって自転車へ行きますかといった統計が取りにくいいため、こういった結果になっております。今後市の観光の関係する課へアンケートを実施したことがあるか等確認し、その路線も組み入れていきたいと考えております。商業施設につきましても一度調査し、回答させていただきたいと思えます。

【委員】

資料3の「自転車ネットワーク計画の策定について」の自転車専用通行帯等、土地の制約があるかと思えますが、草津市として基本方針としてどの形状の自転車道を実施されるのですか。地形に合わせてされるのですか。

【事務局】

前回の委員会でも申しあげましたが、大前提としまして費用や年数の関係から、用地買収してまでもできないということを説明させていただきました。

現実としまして、車道混在という方法を探らせていただくことになるかと事務局側では思っております。警察庁の指導等で御存知の方もおられるかと思えますが、歩道を走る自転車に車道を走らせることを目的とした取り組みとなっております。

しかしながら、自転車が通行可の歩道で自転車に無理やり車道を走らせたり、車道混在で路面にラインを引いた場合に、大人でしたら安全ですが、小学生や中学生にそこを通らせるのかといったことは今後の議論とさせていただきたいと思えます。

【委員】

実際に自転車を利用してまして、駅の方面や草津図書館の方面へ向かう道路は、琵琶湖へ向かう道路に比べて車道が狭いので、できるだけ車道を通行するように努力はしてい

ますが、朝夕等特に車が多いので、危なくて歩道を通ってしまいます。

現在既に自転車通行帯が設置されている道路も、市と警察では見直しをされるのですか。

【事務局】

それは歩道ですか。それとも車道ですか。

【委員】

車道を通る場合に狭くて危ないことがあります。法的には75歳以上であれば、歩道を通行してもいいですよ。

【委員】

色々と例外があり、幼児と高齢者となっておりますが、危険を感じた場合は歩道を通ってもらっても問題ないかと思います。何が何でも車道を通りなさいというわけではございません。

【委員】

自分で判断したらいいわけですね。

もう一点ありまして、こういった見直しと同時に安全で快適な自転車利用の策定の中で新設道路だけではなく、旧設の道路の見直しもされるのですか。そういうところも一度検証してもらいたいです。

【委員長】

国のガイドラインからの抜粋であって、これらの全てを草津市でされるのかというところというわけではありません。

【委員】

それはわかりました。今おっしゃるように新設で車道と歩道と自転車道や自転車道が混在する道路を重点的にされるということでしたが、旧設の道路の見直しも併せてしていただきたいです。

【委員長】

他にございますか。

【委員】

何点かありまして、アンケートのところでは先ほど印を付けられた箇所が多いのは、当然立命館大学の通学路となっているからだだと思います。それ以外に中学生などで自

転車で通学していて利用数の多いところを優先道とすることもわかりますが、通っていて危ないところを整備の優先道として挙げていくことも一つかと思います。

次に自転車道の色ですが、最初の資料1では車道が水色で歩道が茶色になっているので統一した方がわかりやすいと思います。

【事務局】

前野委員がおっしゃったとおりで、このアンケートは先に回収したのが立命館大学でしたので大学生が多くなっておりました。先ほど見ていただいた草津駅周辺と南草津駅周辺の地図をもう一度見ていただきたいのですが、南草津駅周辺の地図上で青線になっている箇所は立命館大学が平成21年に社会実験をしていただいて、どのルートが学生が一番多く走っているかや、どのルートを走るとよいかといった色々な実験をしていただきました。その中で出た推奨ルートになっており、新入生のガイダンス等でこの推奨ルートを通学するよう指導していただいております。これは何故かといいますと、小学校の通学路と重ならないようにですとか、玉川中学、高校の生徒とも重ならないようにというところから、このように推奨ルートを設けられております。

先ほど前野委員がおっしゃるように、例えば立命館大学に向かう県道はこの当時は整備がされておりましたが、現在は歩道に自転車通行帯を設けて広がっておりますので、こちらを通る学生も多いかと思います。利用者が多いところでも安全が確保されているようなところでは、絶対に車道を自転車が通行しなければならないのかいえば、そういうわけでもありません。逆に玉川中学、高校に行かれる狭い道路である9番、10番のルートを非常に多くの生徒が通行しているので優先的であるかと考えられます。先ほど予算の話も出ましたが、新しい道路を1本造るのは無理ですが、例えば駅から9番、10番を歩いて学校へ通学している道路を分散できるような仕組み等を委員の皆様からの御意見や今後のアンケートの結果を踏まえて、整備手法を考えてまいりたいと思っております。

【委員】

草津のまちというのは一部山手の箇所もありますが、割とフラットな土地でありますので、自転車を利用する環境には恵まれていると思います。よって自転車道の整備等を進めるにも進めやすい環境であると思います。

特定の自転車利用者だけではなく、草津市の特色を生かして行政のデスクワークレベルで分析していただくのも方法ではないかと思います。

【委員長】

その関連で私からもいいですか。今回のアンケートに出ていないところで、こういうところは整備した方がいいのではないかといった意見等があれば挙げていただきたいと思います。後、今回の委員会では色々な写真を出していただきましたが、道路の色につ

きましては決まった色はありません。全国的に青が主流となっていますが、絶対に青にしななければならないわけではありません。

しかしながら、市内の中では色を統一しないと利用者にわかりにくくなってしまいますので、色は何色でも構いませんが、統一した方が良いと思います。

【委員】

先ほどおっしゃった意見には反対です。あくまで安全で安心な利用のためには全体的で総合的に考えなければならない。特定の箇所だけを考えてはいけません。

【委員】

私も特定の箇所だけは反対です。

【委員長】

それは大学に向かう道路だけではなく、それ以外の道路も考えましょうということですね。

【委員】

先ほどの意見をもう一度整理しますと、草津市は限りなくフラットなところで、自転車の促進がしやすいところなので、そこをデスクワークレベルで考えていただきたいということです。

【委員】

全般的に考えようということですか。

【委員】

そういうことです。

【委員】

それであれば問題はないです。

【委員】

草津市では旧草津川跡地が現在開発されていますが、そこには迂回できるような便利な道路の計画はされていないのですか。後、草津市では自転車専用道はないのですか。

【事務局】

現在旧草津川には自転車専用道があります。後は葉山川の堤防にもあります。

【委員】

草津駅の東西を自転車で通行できるように整備してほしいです。

【委員長】

草津市では南北方向でしたらたくさん道路はありますが、東西方向は JR があつたりだとかで、なかなか横断しにくいかと思えます。

【委員】

そういったところも含めて総合的に考えていただきたいです。

【委員長】

他にいかがでしょうか。今回のアンケートに挙がっていないところで、他にありましたらお願いします。

【委員】

旧草津川跡地の開発で、どうされるのかあまりよくわかりませんが、自転車が安全に通れるような道路の整備を提案させていただきます。

【委員長】

それにつきましても、委員会を立ち上げて会議をされているんですよね。

【事務局】

本日そのような意見が出ることを想定して、現段階でのパンフレットを用意しております。草津川跡地は回遊性を持たせるよう整備を進めており、自転車ではなく歩いて移動することを基本としています。しかしながら、メロン街道から国道1号線の少し手前の草津川を横断する道路のあたりまでは、自転車道を設けるという計画にしているということを聞いています。

【委員長】

他にいかがでしょうか。

【委員】

道路の選定の方法ですが、警察の方では自転車にかかる交通事故のデータを持っていますので、こちらへ働きかけていただければいくらかでもデータを提供します。

もう一点は、昨年草津署管内で約2,300件の自転車に関する警告指導を行いました。

これにつきましても、場所や違反内容等データを持っているのでこちらに働きかけてもらえればと思います。

【委員長】

是非活用いただければと思います。他にいかがでしょうか。

【委員】

先ほど危険箇所等を整備した方が良いという意見が出ましたが、草津の商店街で本陣から駅へ向かう間でトンネル内の歩道が非常に狭いので、車椅子で通る場合は狭くて歩道は通れないです。何とか歩道を通れてもその先に防犯の看板があつて通れません。そのあたりも含めて自転車道の整備と併せて、歩道の整備もお願いしたいです。

特に商店街は車、自転車、歩行者の3者が通行するので、許可車だけの通行にする等、車の規制も視野に入れて検討をお願いします。

【委員長】

この会議では自転車の話しをしていますが、自転車だけではなく歩行者、車椅子、自動車と色々な交通手段を含めた検討をしていただきたいです。

【委員】

市内での県立高校は草津高校、草津東高校と玉川高校がありますが、草津高校、草津東高校は割と駅から近く、自転車通学の生徒にとって道路は整備されていると思います。玉川高校は駅から遠く、全校生徒950人中約6割が自転車通学をしています。今回の資料にある地図上の線が引いてある箇所以外からも通学をしています。後、3割ぐらいが駅から通学をしており、先ほどの地図上の9番、10番を通っています。ここは歩道が非常に狭く、本来ですと車道を通行しなければなりません、学校でのルールとして登校時は自転車は左側の歩道、歩く人は右側の歩道を通るように指導しています。ただし、小学生の通学時は歩道は通れませんので、車の一方通行の規制等も検討してほしいです。

続いて、先ほどルートを棲み分けしてとおっしゃっていましたが、道路上の凹凸は車に比べて自転車だとちょっとしたことでも気になるので、子どもたちにとっても負担になるかと思います。そして朝急いで来た時等ちょっとした回り道をして、時間的に余裕のない中、紙の上で通学路のルートを決めてもなかなかそこを通らず、1番近い道を通ろうとします。

ですので、近隣の住民の方には御迷惑をかけていますが、そういったことからできるだけ自転車に乗っている人目線で検討していただけたらありがたいと思います。

【委員長】

できるだけ狭い道路を通らないように回避するという必要もありますが、どうしても1番近い道路を通ってしまうので、そこを安全に通るためにはどうしたら良いかということも必要であり、どちらの視点から検討していくのか、あるいは両方必要であるのかも今後の検討課題であります。

続きまして、3つ目の議題であります「安全安心利用教育マニュアル」に入りたいと思います。事務局お願いします。

(3) 自転車安全安心利用教育マニュアルについて

※事務局より（資料4）の説明

【委員長】

ありがとうございました。利用教育マニュアルと聞くと割と子ども向けと思われがちですが、自転車に乗るのは子どもだけではありませんので、大人向けにどういった視点で作成していったらよいかということも是非考えていただきたいです。例えばこれは町内会向けであり、こちらは高齢者向けであるといったような視点で考えていただくのも良いかなと思いますが、御意見はいかがでしょうか。

【委員】

中学校において自転車通学というのは大きな課題を抱えていて、各中学校において自転車の通学許可を出す時には安全にルールを守って自転車に乗ることができるのかを生徒に確認し、カッパも所持をしていることを確認した上で許可をしており、様々な手立てをしています。また、授業の中でビデオを見せたり、教室を開いたり、実際に事故が起こった時にはその状況を伝えたりしています。本校でもそうですが、例えば傘差し運転でしたら、カッパの所持を確認して許可を出したにも関わらず、遅刻間際の生徒が傘差し運転で登校してくる状況があります。そういった生徒は家から出て来る時点でカッパを所持していないので保護者に連絡をしますが、それでもなかなか協力が得られないというのが学校の悩みであります。生徒指導の教諭とも許可を取り消す等のもう少し強い手段を取らなければならないのか相談しています。以上のようなことが中学校の現状であります。

ここにヘルメットとありますが、私は草津市へ赴任して10年になりますが、過去にもその是非について何度か議論されたことがあり、現在ヘルメットを着用していないという状況に至っています。ですので、そういった過去の経緯等を教えていただければありがたいです。

【事務局】

ヘルメットにつきましては、約25年程前に草津市からヘルメット着用への補助金を出した経緯があります。額は明確ではありませんがヘルメットの購入補助を出し、生徒に被らせましたがほとんどの生徒が校門の前だけであり、学校が見えなくなると外してしまうという実態がわかり補助金を取り止めになったという経緯があります。

条例を作る時の検討委員会でもヘルメットのことは議論になり、大人や高校生には着用義務はないのに、何故中学生だけが被らないといけないのかということが議論になり、条例の中にヘルメットの着用義務までは入れられないという結果になりました。

しかしヘルメットを被ることで致死率も変わり、自転車の安全利用には欠かせないものがありますので、自転車安全安心利用教室等でその重要性を訴えていきたいと考えており、ヘルメットの取り扱いは現時点ではそのような形で留まっております。

【委員】

保護者を含めた大人の意識がすごく大切であると感じます。小学校を卒業した子どもたちが中学校へ入学し自転車に乗るので、保護者は自転車の事故はまだ被害者であるという意識が強いですが、中学生でも加害者になり高額な賠償金を請求されるケースもありますよということを訴えている最中であります。

来年度の自転車安全安心利用教室へ本校も申し込んでおりますが、大きく大人も巻き込んで考えていかなければ、直ぐには変わらないと現場にいる者として実感しています。

【委員長】

ヘルメットは先生の目があるところでは被るけれども、それ以外は被らない傾向があるので、地域の方等を巻き込んでやっていかないと学校だけに任せておくには限界があります。他人も含めて考えていかなければいけないと思います。義務というところかというと、今日の資料には中学生はヘルメット着用の義務となっており、大人は着用の推進となっておりますが、中高生も義務ではなく推進とし、いずれ被るのが当たり前になっていくように働きかけられたら1番良いと思います。

【事務局】

森委員にお伺いしたいのですが、先ほど中学校で自転車通学の許可を出しているとおっしゃっておりましたが、逆に自転車通学の申請をしない生徒もいるのですか。

【委員】

はい、おります。

【事務局】

それは学校までよほど近いとかそういうことですか。

【委員】

学校によって駐輪場のスペースの関係から、全校生徒が自転車通学できない場合がありますので、学校からの距離に応じて許可を出しております。本校では生徒数が少ないので全校生徒が自転車通学できる駐輪スペースはありますが、学校から近くの生徒は歩いて通学しています。

【事務局】

先ほど自転車通学の条件としてカッパの所持とありましたが、その費用は保護者の負担ですか。

【委員】

そうです。カッパを所持している生徒にのみ許可のステッカーを渡しています。

【委員】

本校も同じであります。

【事務局】

保護者の負担となるものにはカッパの他に、例えばTSマークに入りなさいだとか何かありますか。

【委員】

それはありませんが、許可のステッカー代ぐらいだと思います。

【事務局】

わかりました。

【委員】

マニュアル化されていくことは好ましいことだと思いますが、行政が支援していくための色々な支援メニューを作ろうとされているのか、こういうところは実行したいという実行計画を作ろうとされているのかちょっと最初の入口が掴みにくいです。と言いますのも学区の代表としまして、草津市は小学校区でコミュニティができていますので、小学校については学区で安全のしおりを作成し、入学時に学習するように配布したりしています。地域の各委員が集まった際に手本となるような支援メニューがあると非常に助かるので、

マニュアルとなるとそういうイメージをしてもよろしいのでしょうか。

【事務局】

本日の参考資料の中に自転車安全安心指導員の派遣等もございますし、学校、町内会、老人クラブごとで活動をされる場合にはこれまで挙げた意見を冊子等にして、それに基づいて皆さんで一度考えてくださいということもやっていきたいと思っています。利用教育マニュアルは学校向けだけではなく、一般向けに作成してその中で中学生や高校生に対してはこういう指導を行い、小学生に対してはこういうところをといた形に分けていくことを考えております。

【委員】

マニュアルでは自転車の義務違反をした場合には必ず罰則があるという説明を分かりやすく記載して欲しいと思います。それから自転車の悪質運転に対して講習制度ができたと報道されていました。このあたりの内容についてももしよろしければ草津警察署の交通課長さんから御説明いただければと思います。

【委員】

今のお話はマスコミ等が言っているだけで正式に確定はしていませんが、今年の6月からの実施に向け動いているようです。警察庁からは具体的にどうしていくかという話しは今のところ全くありませんので、また正式に決まりましたら申しあげます。

先ほど森委員の方から中学生だけではなくて、保護者にも交通安全のルールを訴えていくことが大事であるという御意見がありました。そのことについて全くその通りであると思います。といいますのも自転車の交通事故をたくさん扱っている中で、一例ですが高校生同士の自転車事故でひき逃げが起きた際に、たぶんこの子であろうという子を警察官が見つけて自宅に行ったところ、保護者が「私の子がそんなことをするはずがない、私の子は悪くない」と言って、本来歩道は歩行者が優先であり、歩行者がいて対向と行き違いな場合は自転車は停止しなければならないというルールを説明してもなかなか理解してもらえませんでした。大変な時間と労力をかけてやっと理解してもらえましたが、中高生に交通ルールの教育をする際に、保護者会等を利用して一緒に聞いてもらえるような機会を設けてもらうか、地域にも呼び掛けて何か教育の機会があれば参加してもらえるようにすると保護者を含めた大人たちにも教育する機会ができるのではないかと思います。

【委員】

先ほども申しあげましたが、マニュアルでは安全安心の物差しについてはっきり示してほしいです。

中学校の通学路でどの道路が安全であるかということは議論してもらいたいですが、そ

の通学路を通らず通学する生徒が出てきて、その道路が主流になってしまったらこのマニュアルは何のためにあるのかわからなくなってしまいます。具体的な協議に入る前に学校の基本的な姿勢の方向性を決めた後に臨んでほしいと個人的には思います。

【委員】

ヘルメットの件ですが、条例の検討委員会の際にはヘルメットの着用を強く推してましたが残念ながら条例上での義務化には至りませんでした。私が中学生の時はヘルメットを着用していて、今から思うと守ってもらっていてありがたかったなと感じます。子どもたちにはヘルメットに守ってもらっているんだということを知ってもらいたいですし、大人になった時に自分達の子どものも守らないといけないという意識付けにもなると思いますので、是非ともヘルメット着用の義務化という方向に進んでいただけたらうれしく思います。

まずは大人が見本をみせなければいけないと思いましたので、例えば自転車通勤の教師や市の職員は全員ヘルメットを被っていただいて、大人が見本をみせない子どもはやりませんし、悪い見本も真似をしますし、良い見本も真似をしますのでそういったところも自転車の安全利用の見本となるので率先してやっていかれた方がいいと思います。

それと本日のマニュアルについての資料のイラストでは、子どもだけがヘルメットを被っているの、次回からは大人も被っているイラストの方が良いと思います。

【委員長】

子どもの周辺の大人が見本をみせることで、子ども達も付いてくると思いますのでそういう方向性で進んでいけたらと思います。

他にいかがでしょうか。特にないようでしたらこれで区切りとさせていただきたいと思います。

それでは、事務局へお返しいたします。

【事務局】

委員長におかれましては、議事進行の大役、誠にありがとうございました。また、委員各位におかれましては、活発な議論をいただき誠にありがとうございました。

それでは次回の日程について、説明させていただきます。

第1回の委員会で示させていただきましたスケジュールより半月ほど遅れており、予定では3月上旬となっておりますが、次回3月下旬、具体的には25日（水）または26日（木）を考えておりますが、いかがでしょうか。

それでは次回は3月25日（水）の午前10時より開催させていただきます。また、後日、正式に文書にてお知らせいたしますので、御出席賜りますようお願いいたします。

最後に席上に2月26日及び3月10日開催の自転車安全安心利用教室の案内チラシを

配布させていただいております。2月26日は志津運動公園で、3月10日は野村運動公園で、スタントマンによる実際の自転車事故等の再現を行います。このアトラクションは「スケアードストレート」と言いまして、最近テレビでも紹介されるようになりました。当日会場にお越しいただきまして、いかに事故が怖いか、注意が必要かを実感してもらいたいと思います。平日のお忙しい時間帯で申し訳ありませんが、委員の皆様には是非とも御覧いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは以上で、本日の会議、草津市自転車安全安心利用促進委員会の第2回目を終了いたします。ありがとうございました。